

第 1 回座間味村議会臨時会

第 1 日 目

2 月 1 日

令和5年第1回座間味村議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	令 和 5 年 2 月 1 日			
招 集 場 所	座 間 味 村 議 会 議 場			
開 閉 会 等 日 時 宣 告	開 会	令和5年2月1日 午後1時30分 議長宣言		
	閉 会	令和5年2月1日 午後2時20分 議長宣言		
出 席 議 員 (応 招)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	又 吉 文 江	6 番	宮 平 清 志
	2 番	西 田 吉 之 介	7 番	宮 平 喜 文
	3 番	垣 花 太 郎		
	5 番	中 村 秀 克		
欠 席 議 員 (不 応 招)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
会 議 録 署 名 議 員	2 番	西 田 吉 之 介	3 番	垣 花 太 郎
職務のため議場に出 席した者	事 務 局 長	中 村 和 茂	臨 時 書 記	
地方自治法第121条 により説明のため議 場に出席した者の職 及び氏名	村 長	宮 里 哲	船 舶 ・ 観 光 課 長	中 村 悟
	副 村 長	宮 平 真 由 美	教 育 課 長	松 田 力
	教 育 長	垣 花 健	会 計 課 長	宇 地 原 由 人
	総 務 課 長	宮 平 壮 一 郎	総 務 課 参 事	糸 嶺 直 生
	住 民 課 長	石 川 聖 子		
	産 業 振 興 課 長	宮 平 明		

令和5年第1回座間味村議会臨時会議事日程（第1号）

（令和5年2月1日午後1時30分開会）

日 程	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3		提出議案の説明（議案第1号～議案第4号まで）
4	議案第1号	専決処分の承認について（損害賠償請求事件の和解）
5	議案第2号	専決処分の承認について（令和4年度座間味村一般会計補正予算（第9号））
6	議案第3号	専決処分の承認について（座間味村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定）
7	議案第4号	座間味村企業版ふるさと納税基金条例の制定について

○ 議長（宮平喜文）

ただいまから令和5年第1回座間味村議会臨時会を開会します。

開 会（午後1時30分）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、2番 西田吉之介議員及び3番 垣花太郎議員を指名します。

日程第2．会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日限りにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって本臨時会の会期は、本日限りに決定しました。

日程第3．議案第1号 専決処分の承認について（損害賠償請求事件の和解）から議案第4号 座間味村企業版ふるさと納税基金条例の制定についてまでの提出議案の一括説明を求めます。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

では今日一日よろしくお願いをいたします。それでは議案の説明をさせていただきます。

議案第1号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

令和5年2月1日提出

座間味村長 宮 里 哲

座間味村告示第1号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

損害賠償請求事件の和解について（別紙）

【専決処分理由】

に係る損害賠償請求事件第5回公判（令和4年12月16日）において より和解勧告に伴い地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき議会の議決を求める必要となったが、和解調停期日が令和5年1月10日に指定され議会を招集する時間的余裕がないことから専決処分をする。

令和5年1月6日

座間味村長 宮 里 哲

(別紙)

議案名：議案第1号 損害賠償請求事件の和解

1 和解の相手方 (原告)

2 事件名 [] [] 損害賠償請求事件

(1) 訴訟物の価格 409万円

(2) 貼用紙額 2万8000円

(3) 事案の概要

ア. 被告(座間味村)の職員による違法な行為

- ・違法な条件付採用期間の延長
- ・被告による原告に対する違法かつ不当な解雇
- ・原告の私生活に対する過度の干渉など違法行為

イ. 損害

- ・精神的損害
- ・財産上の損害(転居などに伴う損害)
- ・収入の減少などによる損害

3 和解の内容(調停事項)

- (1) 原告及び被告座間味村は、令和2年1月31日付けの退職願により、同年2月29日付で座間味村を退職したことを確認する。
- (2) 被告座間味村は原告に対し、本件解決金として240万円の支払い義務があることを認める。
- (3) 被告座間味村は前項の金員を、令和5年2月24日限り、原告の指定する口座に振込む。振込手数料は被告座間味村の負担とする。
- (4) 原告はその余りの請求を放棄する。
- (5) 原告及び被告座間味村は、原告と被告座間味村の間には本件に関し本件損害賠償のほか何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (6) 訴訟費用及び調停手続費用は各自の負担とする。

議案第2号

専決処分の承認について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めらる。

令和5年2月1日提出

座間味村長 宮 里 哲

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和4年度座間味村一般会計補正予算第9号（別紙）

【専決処分理由】

令和4年（ワ）第31号に係る損害賠償請求事件第5回公判において和解勧告に伴う和解金が示され予算の補正が必要となった。また、阿嘉クリーンセンターの修繕のため等、それぞれ予算の補正が必要となったが、議会を招集する時間的余裕がないことから専決処分する。

令和5年1月6日

座間味村長 宮 里 哲

令和4年度座間味村一般会計補正予算（第9号）

令和4年度座間味村一般会計の補正予算（第9号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,192千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,191,612千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和5年1月6日

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
17 繰 入 金		74,323	4,192	78,515
	2 基金繰入金	74,323	4,192	78,515
歳 入 合 計		2,187,420	4,192	2,191,612

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		455,147	2,400	457,547
	1 総 務 管 理 費	399,584	2,400	401,984
4 衛 生 費		445,940	1,792	447,732
	2 清 掃 費	341,019	1,792	342,811
歳 出 合 計		2,187,420	4,192	2,191,612

第2表 債 務 負 担 行 為

単位：千円

事 項	期 間	限 度 額
村営バスリース料	令和4年度～令和9年度	30,492

議案第3号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めらる。

令和5年2月1日提出

座間味村長 宮 里 哲

座間味村告示第3号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

座間味村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について（別紙）

【専決処分理由】

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律及び地方公務員法の各規定に基づき、専門職及び広域等へ派遣する職員の確保、給与の特例に関し本条例を制定する必要となったが、議会を召集する時間的余裕がないことから専決処分をする。

令和5年1月6日

座間味村長 宮 里 哲

条例第1号

座間味村一般職の任期付職員の採用等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第2項、第4条、第6条第2項、第7条第1項及び第2項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の任期を定めた採用)

第2条 任命権者は、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げるいずれかに該当するときであって、当該者を当該業務に期限を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

- (1) 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を確保することが一定の期間困難である場合
- (2) 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合
- (3) 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を確保することが一定の期間困難である場合
- (4) 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

第3条 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、任期を定めて職員を採用することができる。

- (1) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務
- (2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号の業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、任期を定めて職員を採用することができる。

(任期の特例)

第4条 法第6条第2項に規定する条例で定める場合は、前条第1項第1号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延長された場合その他やむを得ない事情により同条の規定により任期を定めて採用された職員の任期を延長することが必要な場合で、同条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しない場合とする。

(任期の更新)

第5条 任命権者は、第2条及び第3条の規定により任期を定めて採用された職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

(給与の特例)

第6条 給与月額、座間味村職員の給与に関する条例（昭和49年条例第1号。以下「給与条例」という。）第3条第1項に規定する給料表の再任用職員欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

2 給与条例第4条第3項から第8項までの規定は適用しない。

(分限及び懲罰)

第7条 任期付職員は、座間味村職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和47年条例第13号）及び座間味村職員の懲罰の手続き及び効果に関する条例（昭和47年条例第15号）の規定を適用する。

(この条例の実施に関し必要な事項)

第8条 この条例の施行に必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第4号

座間味村企業版ふるさと納税基金条例の制定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規程により、座間味村企業版ふるさと納税基金条例の制定について、議会の議決を求める。

令和5年2月1日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号の規定に基づくまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する経費の財源に充てることを目的とし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規程に基づき、本条例を制定する必要がある。

これが、本議案を提出する理由である。

条例第2号

座間味村企業版ふるさと納税基金条例

(目的及び設置)

第1条 地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号の規定に基づくまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する経費の財源に充てることを目的とし、座間味村企業版ふるさと納税基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立)

第2条 毎年度基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算において定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければなら

ない。

(繰替運用)

第4条 村長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第6条 基金は、その設置目的の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(その他)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、村長が別に定めることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

○ 議長（宮平喜文）

これで提出議案の説明を終わります。

日程第4．議案第1号 専決処分の承認について（損害賠償請求事件の和解）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

よろしくお願ひします。私も新人議員なのでちょっと要点もよく分からなかったんですけども、今回臨時議会ではこの4項目が出ていますが、その事前の説明が全くなかったもので、私は内容的なことがよく分からなくて、前もって勉強するということができませんでした。それでその中で、この損害賠償の件に関して令和4年6月の議会では出ていたんですけども、この裁判をすることに対してどういう内容で、どういう経緯で、どういう内容の裁判かということが全く新人議員として分からなかったものですから、公開資料請求を出しました。それでも結局2週間以上それがかかるということで、裁判記録ということもあり、いろいろ個人情報とかが多分入っていらっしやんと思っております。黒塗りですけども、それを一応請求はしました。まだ内容は私は全く読んでいなかったんですけども、これについての経緯、どのような内容か。先ほどちょっと説明はあったんですけども、ちゃんと議会でそれを説明していただきたいというのがありまして、よろしくお願ひします。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

まずは私のほうからお答えいたします。最初にございました臨時議会での事前説明がなかったということ、これまでも臨時議会においては定例議会のような全員協議会というのがございませんでしたので、なかなかこれまでもしてこなかったというのが現状でございますが、今回こういう御指摘とございますか、御提案がございました。臨時議会を開くに当たってもできる限り、時間的な余裕がない状況で臨時議会を開くわけですが、説明をする時間を取れるような工夫をさせていただければというふうに思っております。それについては御理解いただきたいと思います。また、先ほどの裁判の内容につきましては、まずはうちの所管が総務課

で、副村長と2人で各種案件の裁判を取り扱っております。副村長のほうからでよろしいですか。副村長のほうから裁判の概要をある程度述べさせていただきますが、この今回の裁判に関しましては個人を特定するような細かい資料が非常に多ございまして、先ほど話をしたように裁判の中でもほとんどが黒塗りになってしか出せなかったり、頂けなかったりという状況がございます。そういった状況を踏まえての説明となりますことを御理解の上、うちの副村長のほうから説明をさせます。以上です。

○ 議長（宮平喜文）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

それでは私のほうから説明をさせていただきます。先ほど村長が申し上げましたように、かなり個人情報がたくさん入っております。私どもから申し上げられるのは、職員の解雇に関しての損害賠償請求であったということでございます。事件名等概要に関しましては、お配りしております記載のほうを御覧いただければと思います。

○ 議長（宮平喜文）

ほかに質疑ありますか。6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

こんにちは。よろしくお願ひします。解決金として240万円の支払いと、あと費用として150万円予算をつけているのですけれども、そのうちからどれぐらいの費用がかかるか、ちょっと伺います。

○ 議長（宮平喜文）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

ただいまの御質疑でございますが、これは前年度の予算でございましたので繰越しをさせていただきました。おっしゃるように150万円ほどの予算でございます。今回全額、その請求された額が賠償額として支払いをするということではございませんので、合計で精算が64万円ほどになってございます。

○ 議長（宮平喜文）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

分かりました。ありがとうございます。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

よろしくお願ひします。別紙のほうにあります事件名の下のほうですね、事案の概要のアのところ。違法な条件付き採用期間の延長、その次に被告による原告に対する違法かつ不当な解雇とありますが、この辺本当にそういう行為があったのか、説明を求めます。

○ 議長（宮平喜文）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

事案の概要でございますが、これはそもそもの損害賠償事件のいわゆる裁判の中身で、相手方から訴えられた内容のタイトルだというふうに認識しております。その中で私たちとしても私たちなりの考え方を述べさせていただいている状況がございましたが、今回和解をするということでございますので、これがどうだったというところでは最終的な結論には至っていないというのが私たちの認識でございます。要は、こういって訴えましたよ、私たちは違うと思いますよという話をさせていただくわけですが、それを和解で終わっております。結審をしたわけじゃないので、和解になっていますから、それに一つ一つのことについて違法な行為があったかどうかというのを確定はさせていないということですね。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

では実際に、この方はどれぐらいの期間を雇用なされたんですか。

○ 議長（宮平喜文）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

退職に至るまで11か月になっております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

その11か月の間、このように裁判が起こされるようになるまでにしっかりと指導をしたりとか、働くについて働き方をしっかりと指導する、そういった教育はされてきて、行政側の努力をしっかりとやった上でこういう裁判が起こされたという流れ、認識で間違いないですか。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

この件に関しましては双方の言い分がございますので、例えば私たちの言い分というので行くと、そういうふうな形になると思っております。ただ、相手側からは「そうじゃない」というふうな形になっていることから裁判になったとは思いますが、私たちとしてはこの任用期間、あるいは任用期間の延長とかいろいろなことをさせていただきました。あまり細かいことは言えないんですが、関係機関とも調整をしたりいろいろな話を、情報を収集していく中で私たちにできることをさせていただいてきた結果がこういう形になったというふうに思っております。以上です。

○ 議長（宮平喜文）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

直接は関係ないんですけども、裁判が一つ終わったということで非常にほっとしております。職員の皆さんにも負担軽減になったので、個人的には非常に喜ばしいことと思っております。残り、あとどれぐらいの裁判があるか、ちょっと伺います。

○ 議長（宮平喜文）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

残り、今抱えている問題、この問題を除きましたら民事が3件です。あと、今刑事事件に1件、携わっております。

○ 議長（宮平喜文）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

分かりました。職員の皆様には非常に負担になると思うんですけども、しっかりやっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

今後このような形で行政側の中で働いた方が辞めて、こういう形で裁判を起こすということが繰り返されてはいけないと思います。それを踏まえて、今後それに対して対応策というか、そういったものは新たにつくっているのでしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

いろいろな規則も制定をさせていただいたりとかというのものもあるんですが、いろいろな初動の対応、職員の対応、幹部職員の対応等、今回の事件、今回議案として出させていただいておりますので、これが終わり次第、総合的な検証を行いつつ、私たちにできることをこれからもしっかりと検討しながら改善をしていきたいというふうに思っています。それ以外にもいろいろな規則とか記録を取るとか、そういったことはしっかりとやらせていただいておりますが、こういった形で私たちのほうがしっかりとした裏づけの下でいろいろな判断をさせていただく、決定をさせていただくということをしつかりと証明できるような資料作り等も含めて、しっかりやっていきたいと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

地域と役場と近いので、よく役場の方ともお話しさせていただきますが、実際に1人で幾つもタスクを抱えて頑張っている役場職員の皆さん、それぞれの事情があって役場を辞めていく方々、さらに募集してもなかなか人が集まらないという現状も踏まえ、このような形の問題がもう二度と起きないようにしてほしいというのと、今働いて頑張っている方々の厳しくルールを決めるのは構いませんが、その中でもしっかりと仕事に対してのやりがいだとか、モチベーションが上がるような取組、また上に立つ人がしっかりと下の働いている人を認めて、やりがいとか楽しく仕事ができる環境づくりをつくっていただきたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

本当にありがとうございます。こういったお言葉をしっかりと心に受け止めて、幹部職員、あるいは職員全体で職場の雰囲気づくり、環境づくりをしっかりやっていきたいというふうに思っておりますし、それが住民生活に直結するんだということを肝に銘じて、これからもあらゆる改善策を講じていきたいというふうに思っております。

○ 議長（宮平喜文）

ほかにありませんか。

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

この人口が1, 000人もいない市町村で裁判がこれを入れたら4つ抱えて、民事が4つ、刑事が1つということで裁判がすごく多いような気がするんですけども、それについて行政として、やっぱり裁判があるということは何か揉め事があるということであって、行政としてそういうことを抱えている、もちろんそれで逆にいろんな仕事、先ほど清志議員がおっしゃっていたように余計な仕事が増えてしまうということにもなると思うんですけども、それについて村長の見解を聞きたいと思うんですけども、お願いします。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

まずは他団体が、他の市町村がどれぐらいの裁判案件を抱えているかというのが分からないという前提でお話をさせていただきますが、私も決して少ないというふうには思っておりません。私の至らないところも中にはあるのかもしれませんが、行政としてまだしっかりとやらないといけないところもあるのかもしれませんが、その辺は、今ある裁判をまずしっかり終わらせること。それと、できるだけこういう案件をつくらないように、また私としてもこれから頑張っていきたいというふうに思っておりますし、職員とともにそういった方向性で仕事をしていきたいと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

この事件とは関係ないんですけども、そういう刑事事件もあります。やっぱり長として職員と一緒にどうやって働くか、どうやって住民サービスを行うかというところで、実際村長も町村会の会長もやられたり忙しい立場ではあるんですけども、やっぱり村、この小さな島、自分が長である島をよくするためには働いてくれる方のこういったごたごたがないようにやっていかないとはいけませんし、私たちは住民の代表として、もちろん村長もそうなんですけれども、この場におられるわけですから、やっぱり住民の声も聞きながら、そして本当にやりようによってはすごく発展して楽しい島になると思うんですが、そういった考えをもう少し持って、もちろん持っていらっしゃるとは思うんですけども、もうちょっと内のことを見ていただきたいという気持ちはあります。いかがでしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

ありがとうございます。確かに今は町村会の会長、離島振興協議会、沖縄県過疎、そして南部市町村会の会長等含めて役職を相当いただいております。それに付随する各種委員等を含めると100ぐらいの役職をいただいている部分もございますが、ベースは座間味村長であることで今の仕事、ほかの役職ができてい

というふうに考えております。41市町村長いる中でも、私も実は41市町村長の中でも就任期間で言いますと上から3番目ぐらいの就任の長さになっておりまして、そういったのも含めていろいろな役職をいただいているというふうに思っております。その中でも沖縄県町村会の仕事をするに当たっても、離島過疎をするに当たっても、座間味村でのいわゆる職員時代の行政経験、村長としての行政経験をしっかりと反映した上で各種役員をさせていただきながら、常に座間味のことを考えつつ、いろいろな仕事をさせていただいております。要請活動で東京に行ったりももちろんしますし、沖縄県知事、あるいは市町村会と連携していろいろな仕事もしておりますが、その際にでも座間味村を忘れることはございませんし、その時間の合間にはしっかりと座間味村のPRであったり予算取りであったり、いろいろなことをさせていただいているというのはなかなかお話することはできませんが、ぜひ御承知おきをいただきたいと思います。そういった中で中心で働くことで知り得る情報等を職員にフィードバックをして、いち早くいろいろな仕掛けができるような取組もさせていただいております。現実問題、島にすることが少なく副村長をはじめ職員の皆さんには大変難儀をさせている部分もあろうかと思いますが、その役職でしか知り得ない、あるいはその役職でしかできない仕事を座間味村に持ってくる、そこはしっかりとさせていただいているつもりでございますので、ぜひ御理解をいただきたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

人を育てるといのがやっぱり大事だと思うんですね。この島の中でも、いろいろな問題も起こっていたりする中で、もちろん職員の育成という、こういう事件があったということは、やっぱりその部分で欠けていたのかなど。たまたまそういう方だったのかどうかは私は分かりませんが、そういうことを、やっぱり人を育てるように行政を運営していただきたいと先輩として思います。よろしくお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

先ほどの事件の話についてはコメントを差し控えさせていただきますが、常に私も役場の職員でした。役場の職員の雰囲気も知っております。当時から、今の雰囲気もですね。いつがよかったかというのはあえて申し上げませんが、私も職員時代を含めて、しっかり職員を育てていくのは私の責務でありますし、幹部の皆さんの仕事でもあるというふうに思っております。その前に幹部の仲間で仲良く、あるいは時には厳しく仕事をしていくことも大切だと思っておりますので、その辺はしっかりわきまえて行政運営をしているつもりでもございますし、これからもさらに自分が研鑽してしっかりとやっていきたいというふうに思っております。

○ 議長（宮平喜文）

ほかにありますか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

反対というわけではないのですが、やっぱり私は公開請求の書類を、裁判の記録を見てから賛成にしたいというふうに思うのですが、それはどうしたらいいですか。

○ 議長（宮平喜文）

一応今の立場では反対。

○ 1番（又吉文江議員）

はい、反対ということによろしいですか。

○ 議長（宮平喜文）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

まず、原案に反対者の発言を許します。1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

税金というか村のお金を使うものですから、やっぱり私としては内容にある程度納得、双方の言い分をちゃんと見てから決めたいと思いますので、とりあえず今回は反対ということをお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

本案に異議がありますので、これは起立によって採決します。本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。

したがって、議案第1号 専決処分の承認について（損害賠償請求事件の和解）については、原案のとおり承認されました。

日程第5. 議案第2号 専決処分の承認について（令和4年度座間味村一般会計補正予算（第9号））を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

2ページの村営バスリースのところなんですけれども、令和4年度から令和9年度リースをした後は、これはそのまま買い取る形になりますか。それともバスを戻す形になりますか。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（中村 悟）

お答えします。リース後の件ですけれども、リース後はできれば買取りがいいのかなというふうに考えております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

島の中で村営バスというのはなくてはならないものだと思いますし、間を空けることはできないと思います。ただ、どんどん使っていけば悪くなる一方でもありますので、しっかりメンテナンス等入れて、よく私たちは「ものをつくるのは上手だけど、管理が下手くそ」と地域住民からも言われています。なので、しっかりリースする間だけではなくて、リース後、買い取るのであれば、それをしっかり長持ちできるようによろしくお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

ほかにありますか。5番 中村秀克議員。

○ 5番（中村秀克議員）

8ページのクリーンセンターの修繕費ですけれども、これは座間味、阿嘉、どちらのクリーンセンターで、村長は屋根とおっしゃいましたけれども、これは雨漏りとか、何か損傷とか、どういうための修繕なのか、お願いします。

○ 議長（宮平喜文）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

本日もよろしくお願いします。こちらは阿嘉クリーンセンターの生ごみ処理機を設置しています建物になります。屋根のほうが劣化しておりまして、穴が空いていまして雨漏りがひどい状況ですので、屋根全体を張り替えします。あとまた入り口が硬直しておりますので、併せてそちらも修繕します。

○ 議長（宮平喜文）

5番 中村秀克議員。

○ 5番（中村秀克議員）

阿嘉のクリーンセンターは平成10年ですから、もう相当老朽化していますので、いろんなところで痛みとかがあるので、その際は総点検して直すところは直して、職員の働きやすい処理場にしてほしいと思います。以上です。

○ 議長（宮平喜文）

ほかにありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第2号 専決処分承認について（令和4年度座間味村一般会計補正予算（第9号））を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第2号 専決処分承認について（令和4年度座間味村一般会計補

正予算（第9号）については、原案のとおり承認されました。

日程第6．議案第3号 専決処分の承認について（座間味村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

これは今の役場の中の職員を1人、介護保険広域連合のほうに派遣するという認識で当たっていますか。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

ちょっと違いまして、介護保険広域連合への派遣について軽く事前に説明をさせていただきますと、介護広域連合、国保なんかでもそうなんですけれども、プロパー職員と各所属する地方自治体からの派遣職員で成り立っているのがこういった団体でございます。介護広域につきましても同じような団体でございます、プロパー職員と派遣職員で構成されておりますが、小規模離島におきましてはなかなか職員の数が少ないということで、派遣がしにくい環境にあるというのはずっと訴えてきているところですが、介護保険広域連合としても、それでもやっぱり各自治体から職員を派遣してほしいということで、双方が協議をしていく中で南北大東、座間味、渡嘉敷、渡名喜、粟国の6団体についてはA、Bの2つの団体、ちょっと構成は忘れましたが、A、B、2つの団体に分けて、2年交互に出していきましょうねということが決定しております。座間味村はこれまで介護広域には過去に1人職員を派遣したことがあるんですが、なかなかここから職員を派遣した場合、例えば職員住宅に住まわれている方もいますので、そういった方が行くと今度は戻って来なくなると、アパートがなくなるとかですね。いろんな問題を抱えておまして、事例があるんですが、ほかの自治体で沖縄本島の方を座間味村の職員として採用して、そのまま介護広域で働いてもらうと。そのためには任期付きの職員として採用しないと、その後どういう形で取り扱うかというのが難しくなってくるので、今回初めての試みなんです、ほかの自治体のまねといたしますか、ほかの自治体が行っているような形で私たちも沖縄本島内で職員を探して期限つきで、そこで座間味村の職員として派遣をさせていただく形で働いてもらうというのがこの条例の趣旨でございます。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

くぎを刺すようで申し訳ないですけども、そうやって新しく採用した場合に、先ほどの裁判にならないようにしっかり採用していただきたいと思っております。ありがとうございます。

○ 議長（宮平喜文）

ほかに質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第3号 専決処分の承認について（座間味村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第3号 専決処分の承認について（座間味村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定）は、原案のとおり承認されました。

日程第7. 議案第4号 座間味村企業版ふるさと納税基金条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

座間味村企業版ふるさと納税ということなんですけれども、これは実際村のほうから何か返金……、返品、何かそういうのは発生しますか。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

これは企業版のふるさと納税でございまして、いわゆる私たちが今行っているふるさと納税とは違いまして、返礼品等はございません。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

実際にこの条例をつくるということは、そういう企業が手を挙げているということによろしいですよ。

○ 議長（宮平喜文）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

実は申出がございまして、ございまして、私たちとしても早くつくりたいということだったんですが、申出がある企業に関しましてはまだ公表していかどうかというのが私のほうで確認できておりませんので、ちょっとここら辺に関しては企業名までは申し上げられませんが、実際にお話があります。それで条例制定をする予定でございまして。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

その納税されたお金がこっちを書いてあるように、まち・ひと・しごとの創生につなげるということなので目いっぱい活用してもらって、みんなが新しいことに取り組めるようにして、実際にふるさと納税を行ってくれた企業が座間味村にふるさと納税してよかったと言えるように、しっかり取り組んでいきましょう。

○ 議長（宮平喜文）

ほかに質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第4号 座間味村企業版ふるさと納税基金条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第4号 座間味村企業版ふるさと納税基金条例の制定については、原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は、全部終了いたしました。

これで会議を閉じます。

これをもって令和5年第1回座間味村議会臨時会を閉会します。

閉 会 (午後2時20分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 宮 平 喜 文

署名議員 西 田 吉之介

署名議員 垣 花 太 郎